

令和5年1月6日

|    |                |
|----|----------------|
| 課名 | 健康推進課          |
| 担当 | 池内、古山、森川       |
| 内線 | 3472、3474、3480 |
| 直通 | 226-7331       |

## 「インフルエンザ注意報（流行シーズン入り）」を発令します

インフルエンザの発生数が増加し、定点あたりの報告数が流行開始の目安である1を上回り、流行シーズンに入ったことから、本日、県下全域に「インフルエンザ注意報」を発令し、次のとおり県民への注意喚起を図るとともに、本日13時30分から、保健福祉部長室において、注意喚起の徹底と情報共有を図るために関係課連絡会議を開催します。

記

### 1 インフルエンザ流行シーズン入りでの注意事項

～ 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた対応をお願いします ～

#### ○予防と対策

##### 基本的な感染防止策の徹底

- ・マスクの着用、手洗い、手指消毒の実施
- ・室内の適度な湿度の設定、定期的な空気の入換え
- ・高齢者や基礎疾患のある方などは、人混みを避ける

##### 健康的な日常生活

- ・十分な休養、バランスのとれた食事

##### あらかじめの備え

- ・インフルエンザワクチンの予防接種
- ・新型コロナウイルス抗原定性検査キット（「体外診断用医薬品」もしくは「第一類医薬品」）や自宅療養に必要な解熱鎮痛薬等の購入

#### ○発熱等の症状が出た時は

- ・外出を控えましょう。
  - ・周りの方へうつさないように「咳エチケット」を！
  - ・水分を十分にとり、安静にして休養をとりましょう。
- ①重症化リスクの低い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦などと小学生以下の子ども以外の方）は、新型コロナウイルス抗原定性検査キットを用いて、自己検査をしてください。
- （陽性判定の場合）
- ・13歳から64歳までの重症化リスク因子がない方で、症状が軽い場合は、陽性者診断センターの利用を検討してください。
  - ・受診する際は、なるべく平日の日中にかかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）にあらかじめ電話の上、受診してください。
- （陰性判定の場合）
- ・症状に応じて、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）にあらかじめ電話の上、受診してください。

- ②重症化リスクの高い方は、かかりつけ医や診療・検査医療機関（発熱外来）に  
あらかじめ電話の上、受診してください。

## 2 注意喚起の方法

- (1) マスメディアへの情報提供  
 (2) 保健所、関係機関等を通じた注意喚起  
 ①学校、保育所、高齢者の入所施設等への注意喚起の徹底  
 ②市町村への広報の依頼  
 (3) ホームページ等による広報の実施  
 健康推進課 (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/36/>)  
 感染症情報センター (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/309/>)

## 3 関係課連絡会議の開催（取材可）

- (1) 出席者  
 保健福祉部 部長、理事、保健医療統括監、福祉政策企画監、保健福祉部関係課室長、総務学事課長、保健体育課長、環境保健センター所長  
 (2) 議題  
 今シーズンの発生状況、インフルエンザウイルス検出状況、学校等の臨時休業の状況、流行期における対応等、インフルエンザワクチンの状況 等

### (参考資料)岡山県のインフルエンザ注意報等の概要

|      | 注意報   | 警報   |
|------|---|--|
| 目的   | 県民の注意を喚起することで、予防及びまん延防止を図る。<br>(広く県民に周知をはかることで当該感染症の予防及びまん延防止を図る)                                       |  |
| 基準   | 流行シーズン入り（患者の発生が<br>定点医療機関当たり <u>1人</u> を超過）<br><br>(H25年度まで)<br>流行初期（患者の発生が定点医療<br>機関当たり <u>5人</u> を超過） | 重症例の多発や著しい流行など特に緊急に注意<br>喚起が必要なとき<br>・県全体で定点当たり <u>30人</u> を超過し、流行時期<br>等から今後も患者増加の可能性がある場合<br>・新型ウイルスが検出されるなど、まん延の拡大<br>のおそれがある場合 |
| 発令区域 | 県下全域が基本   |  |
| 発令内容 | 流行のピークに向けて、手洗いの<br>励行などを呼びかける。  | 注意報よりさらに強く予防及び早期受診を呼び<br>かける。  |
| 解除基準 | 2週連続して、定点当たり <u>1人</u> を<br>下回った場合  | 2週連続して、定点当たり <u>10人</u> を下回った場合  |

※県内の内科・小児科 84 医療機関を定点に指定し、1週間の患者数を集計

### 過去の発令状況

| 年度     | 注意報発令日            | 警報発令日            | 定点当たり1人超   |
|--------|-------------------|------------------|------------|
| 平成 24  | 平成 25 年 1 月 17 日  | 平成 25 年 2 月 7 日  | 24 年第 52 週 |
| 平成 25  | 平成 26 年 1 月 16 日  |                  | 25 年第 52 週 |
| 平成 26  | 平成 26 年 12 月 11 日 | 平成 27 年 1 月 15 日 | 26 年第 49 週 |
| 平成 27  | 平成 28 年 1 月 14 日  | 平成 28 年 2 月 18 日 | 28 年第 1 週  |
| 平成 28  | 平成 28 年 12 月 1 日  | 平成 29 年 1 月 26 日 | 28 年第 47 週 |
| 平成 29  | 平成 29 年 12 月 7 日  | 平成 30 年 1 月 25 日 | 29 年第 48 週 |
| 平成 30  | 平成 30 年 12 月 13 日 | 平成 31 年 1 月 24 日 | 30 年第 49 週 |
| 令和元年   | 令和 1 年 11 月 28 日  |                  | 令和元年第 47 週 |
| 令和 2 年 |                   |                  |            |
| 令和 3 年 |                   |                  |            |

※平成26年度から基準が変わり、「注意報」から「注意報（流行シーズン入り）」に変更



# インフルエンザ注意報発令中！

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた対応をお願いします。

## ○予防と対策

### 基本的な感染防止策の徹底

- ・マスクの着用、手洗い、手指消毒の実施
- ・室内の適度な湿度の設定、定期的な空気の入れ換え
- ・高齢者や基礎疾患のある方などは、人混みを避ける

### 健康的な日常生活

- ・十分な休養、バランスのとれた食事

### あらかじめの備え

- ・インフルエンザワクチンの予防接種
- ・新型コロナウイルス抗原定性検査キット（「体外診断用医薬品」もしくは「第一類医薬品」）や自宅療養に必要な解熱鎮痛薬等の購入



# インフルエンザ注意報発令中！

## ○発熱等の症状が出た時は

- ・外出を控えましょう。
- ・周りの方へうつさないように「咳エチケット」を！
- ・水分を十分にとり、安静にして休養をとりましょう。

### 重症化リスクの低い方

（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦などと小学生以下の子ども以外の方）

新型コロナウイルス抗原定性検査キットを用いて、自己検査をしてください。



抗原検査キット取扱店舗リスト  
（厚生労働省HP）

### （陽性判定の場合）

- ・13歳から64歳までの重症化リスク因子がない方で、症状が軽い場合は、陽性者診断センターの利用を検討してください。
- ・受診する際は、なるべく平日の日中にかかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）にあらかじめ電話の上、受診してください。

### （陰性判定の場合）

- ・症状に応じて、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）にあらかじめ電話の上、受診してください。

### 重症化リスクの高い方

かかりつけ医や診療・検査医療機関（発熱外来）にあらかじめ電話の上、受診してください。



診療・検査医療機関



岡山県マスコット ももっち

令和5年（2023年）1月6日  
新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス感染症  
「岡山県医療ひっ迫警報」について

1 発令日

令和4年（2022年）12月20日

2 主な内容

県民の皆様へのお願い

○基本的な感染防止策の徹底

- ・発熱、のどの痛み、倦怠感など少しでも体調が悪い場合は、外出を控えること
- ・手洗い等の手指衛生、3密（密閉・密集・密接）の回避を徹底すること  
※定期的に空気を入れ替えるなど、換気には特に注意しましょう。
- ・「マスクコード」を遵守すること  
※屋外で、会話をほとんど行わない場合や十分な距離（2m以上を目安）が確保できる場合はマスク着用は不要です。
- ・会食はできるだけ少人数、短時間で、大声を控え、外食の際は、第三者認証店など、感染防止策が徹底されている飲食店等を利用すること
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所へ外出する場合は、感染防止策をより一層徹底すること

○体調不良時の備え

- ・抗原定性検査キットや自宅療養に必要な解熱鎮痛薬等をあらかじめ購入しておくこと

○適切な受診への協力

- ・13歳から64歳までの重症化リスク因子がない方で、症状が軽い場合は、抗原定性検査キットを用い、陽性者診断センターの利用を検討すること
- ・受診する際は、休日や夜間ではなく、なるべく平日の日中に、かかりつけ医や、最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）を受診すること
- ・救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること

○無料検査の活用

- ・会食や旅行・帰省、イベント参加などで、感染リスクの高い行動を行い、検査を必要とする無症状の県内在住の方は、無料検査を受検すること【特措法第24条第9項に基づく要請】  
※検査資源を有効に活用し、重症化リスクの高い方等の検査機会を損ねることがないように、過度の頻回受検はお控えください。

○早期のワクチン接種

- ・ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ効果が認められているため、早期にワクチン接種を受けること  
※季節性インフルエンザワクチンの接種もお願いします。